

大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規程

〔平成19年7月26日
大阪府後期高齢者医療広域連合議会訓令第3号〕

大阪府後期高齢者医療広域連合議会が保有する個人情報の保護に係る大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第21号）の施行については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第27号）の例による。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行する。